

○議長（高橋伸二君） 三十番伊藤吉浩君。

〔三十番 伊藤吉浩君登壇〕

○三十番（伊藤吉浩君） 自由民主党・県民会議の伊藤でございます。一般質問させていただきます。

我が国は、昭和二十年に第二次世界大戦を終結し、本年で戦後八十年の節目を迎え、改めて平和の尊さを認識しておりますが、ロシアがウクライナ侵攻を開始して三年、パレスチナ・イスラエル戦争が間もなく二年、先々週からはイスラエルとイランが軍事衝突し、停戦合意の報道もありますが予断を許さない状況になっております。現在世界各地では、様々な理由により複数の紛争や分断が起こり世界における秩序は乱れはじめ、食料やエネルギー、経済においても非常に不安定な状況にあると考えます。そうした中、思い出されるのが、宮崎駿監督の天空の城ラピュタであります。物語はかつて高度な文明を築き、天空から世界を支配していた古代王国の物語であります。その一節、主人公のシータが話した言葉があります。「ラピュタ王国がなぜ滅びたのか私はよく分かる」「ゴンドアの谷の歌にあるように土に根を下ろし風とともに生きよう。種とともに冬を超え、鳥とともに春を歌おう」「どんなに恐ろしい武器を持っても、たくさんのロボットを操っても、人間は土から離れては生きられない」という言葉であります。土から離れては生きられないということは言い方を変えれば、人間は食料を食べなければ生きていけないということであり、人間は作物や動物の大切な命を頂かなければ生きていけないという意味であり、誰かが食料を作らなければ生きていけないということだと考えます。国では、農政の憲法と言われる食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、基本法の柱に食料安全保障が位置づけられました。また、本県でも、みやぎ食と農の県民条例が本年の二月議会において改正されております。そうした観点に立って、大綱四点について伺いたいと思います。

まず、農業関係についてであります。

みやぎ食と農の県民条例の第七条施策の中に、食及び農に関する学びの機会の提供が位置づけられております。また、食育基本法が平成十七年に公布され、今年で二十年になります。食育関心度は当時の六九・八％から現在八〇・八％に上昇していますが、生産現場に思いを寄せ、応援してくれる消費者を増やすには、幼少期からの食育に加え、

成人や購買者にどう働きかけをするかが課題であります。JAグループにおいては、地域に根差した食農教育を目指し、農業体験や出前授業、学校給食への食材提供などを進めておりますが、目標値の九〇％には更なる努力が必要です。令和の米騒動を踏まえ、未就学児や学校教育現場、家庭、地域での食育、農育を更に進めるべきと考えますが、今後の県としての取組を伺いたいというふうに思います。

次に、令和の米騒動、消費者米価の高騰、備蓄米の放出などが現在大きな社会問題となっております。まず、備蓄米についてありますが、平成五年の記録的な冷夏により、県内の作況指数は三十七になり平成の大凶作となりました。この米不足の経験を踏まえ、十年に一度の深刻な不作に備えて、毎年二十万トン进行五年間、合計で百万トンを備蓄しておりますが、今回消費者米価の高騰を受けて既に八十一万トンが放出されております。農水省は、本年六月末民間在庫量の見通しを百五十八万トンとしておりましたが、八十一万トンの備蓄米方式に加え、本年の作付四十万トンの増加で合計百二十一万トンが市場にだぶつくと考えられ、米の需給バランスが崩壊すると予測されております。再生産可能な生産者米価に与える影響があると考えられますが、改めて食料安全保障の観点に立った米政策、市場流通政策の知事の認識を伺いたいというふうに思います。また、今回、小泉農林水産大臣が十六日に、作況指数は現場との実感に乖離があるとして、米作況指数の廃止の考えを示しましたが、公開、廃止が問題ではなく、米の予想収穫量と実際の収穫量の正確性、根拠性が重要であり、これが米政策の基本となると考えます。現在、農水省は全国八千圃場を無作為抽出し作況を計算し公表しておりましたが、これまでの課題を整理すると、まずは、現場から再三指摘されているグレーダーの網目問題があります。生産現場では、一・八ミリから二ミリを使用しておりますが、農水省は一・七ミリを基準としており、ここから既に乖離しており、ずれが生じております。サンプリングについては、各県ごとの作付面積割りの抽出数ではない点にあります。更に、近年は飼料米のような多収品種を栽培しており、無作為抽出では食用米の正確な収量予測ができないと考えます。更に、過度な坪刈り調査に依存することなく、農家からの収量調査を行うことが収穫量の現実性を高めると考えます。加えて、品種別の高温障害による一等米比率や精米歩留りの正確性を加味する必要があると考えます。そのほか様々ありますが、生産現場はもちろん流通現場、消費者現場からの信頼性確保に努める必要

があると考えます。改めて食糧法廃止から三十年のこれまでの米政策、米の自由化、市場流通全体の検証と見直しが必要な時期に来ていると考えますが、全国知事会会長の立場から、消えた二十一万トンの検証も含め、しっかりとした検証、見直しの要請と生産現場からの声を国に届けていただければと考えますが、知事の所見をお伺いしたいというふうに思います。

次に、温暖化対策ですが、近年における急激な気候変動は農産物をはじめ、米の生産に深刻な影響を及ぼしており、令和の米騒動のような米の需給バランスを崩す要因にもなっております。日本の気候変動二〇二五では、二十一世紀末には一・四度から四・五度上昇する将来予測が出ており、早急な温暖化対策が望まれております。現在国をはじめ各県では、高温環境下でも高い品質を維持確保できる高温耐性品種の開発や、白未熟米の発生を低減する遺伝子研究、開花コントロールの研究など全国一斉に研究が進められておりますが、本県における高温耐性品種の試験研究状況を確認したいというふうに思います。また、有望品種の現地試験が本年度から開始されたとお聞きしますが、できるだけの前倒し研究と種もみ確保を進め、一年でも早い品種登録と普及促進につなげていただければと考えますが、県としての所見を伺いたいというふうに思います。更に、温暖化対策としては、高温耐性品種の開発が一番重要と考えますが、栽培技術や栽培方法など温暖化対策の情報発信も必要であると考えます。今こそ農業改良普及センターの底力を見せるときと考えますが、県の今後の取組を伺いたいというふうに思います。

次に、農産物の輸出であります。国内の人口減少に伴う農産物消費、需要の減少の下で、持続的農業の構築を図るには、農畜産物の輸出拡大が非常に重要な取組と考えております。まず、現在の米の輸出は、日本企業関連の日本食レストランやコンビニ、おにぎり店などに輸出されており、二〇二四年の輸出金額は約百二十億円、輸出量は約四・五万トンであります。近年着実に増加しているものの、政府が三十年目標としている三十五万トンには程遠く、主食用米の１％にも達していないのが現状であります。米及び米加工品の輸出の取組は、日本における食料自給率の向上と食料安全保障上、非常に有効な方策の一つであり、輸出拡大は国内生産の維持・増進や農業、農村の振興につながり、輸出調整により備蓄米の削減にも期待できるというふうに考えております。御存じのとおり世界最大の米輸出国はこれまでタイでありましたが、現在はインドが世界

最大の輸出国となっております。インドでは一九六一年の大飢饉の経験を下に、国策として米の増産を図っております。当時の人口は四億四千八百万人でしたが、食料生産が追いつかず大量の米を輸入しておりました。現在は十四億三千八百万人の国民全ての食料を賄い、年間二千万トン以上の米を海外に輸出しております。我が国では人口減少時代に入っておりますが、世界の人口は現在約八十二億人、今後四十年で百億人に達すると予測されており、その人口に見合う食料が必要になってきます。そうした意味で、日本は更なる輸出政策を構築する必要があり、輸出の拡大は、今後の食料不足に対しての世界貢献にもつながると考えますが、県としての今後の取組を伺いたいというふうに思います。

次に、仙台牛の輸出であります。現在、銘柄認定の関係から仙台市中央卸売市場食肉市場や岩手畜産流通センターなどで屠畜処理されたものが輸出されていると考えます。今後の輸出拡大に向けては、安定的な生産と高い品質やコスト管理、輸出先の開拓や海外認知度の向上などが考えられますが、一番重要なのは、食品安全基準への対応であると考えます。いかに輸出国、輸出先の食品安全基準に適合するための体制整備を進められるかが課題と考えます。現在、仙台市中央卸売市場食肉市場は本年で五十年を迎えますが、老朽化に加え、アメリカやEUに向けた輸出対応可能な処理施設になっていない現状にあります。国内においては既にアメリカ対応の施設は十七施設、EU対応の施設は十四施設の状況にあります。本県としても他県の取組に遅れることなく、仙台牛の輸出拡大を推進していく必要があります。インバウンドを含めた仙台牛のブランド向上や、宮城県や仙台市のブランド構築にもつながると考えます。市場開設者が仙台市という状況にあります。そうした様々な観点を踏まえての県としての今後の戦略と方向性を伺いたいというふうに思います。

次に、農地中間管理機構であります。本県においては、平成二十六年度から宮城農業振興公社が県の指定を受け事業に取り組んでおりますが、事業実施に当たっては、県内の市町村や農業委員会、JA、土地改良区などの協力を頂いている状況にあります。今後一層、事業を推進していくためには、こうした関係機関や団体が果たす役割は非常に大きいと考えますが、期待する役割をどのように考えているのか、所見を伺いたいというふうに思います。また、農地中間管理機構から業務委託を受け、実質業務を担って

いる市町村やJAにおいては、臨時職員を採用して業務に対応している現状にあります。そうした中、本年度は、業務委託費が削減されるなどで事業運営に大変苦慮している状況にあり、受託業務の縮小や委託業務から撤退している市町も出ております。十分な委託費がなければ、今後委託業務を受けられないとの意見もありますが、こうした現状を踏まえ、県の現状認識と来年度に向けての対応方針を伺いたいというふうに思います。また、本年は業務撤退の市もあり、自治体間での農地中間管理事業の対応に格差が生じ、市町村の区域をまたいで農地を利用している農家が非常に戸惑っている状況にもあります。本来はこの市町においても統一した窓口業務、対応業務が必要であると考えますが、指導する立場の県としての今後の対応方針を確認させていただければというふうに思います。

次に、土地改良関係ですが、先日も土地改良事業団体連合会から、農業農村整備事業関係予算の確保に関する要請書を県当局と県議会に頂いております。県内における水田整備率は現在七三%の状況にありますが、大区画整備率は三三%と低い状況にあり、沿岸部と内陸部において整備格差が生じている状況にあります。大区画整備が進んでいる地域においては、集団化、大規模化、乾田直播、転作などが進み、多様な担い手が育っている状況と考えますが、内陸部においても更なる生産性向上やもうかる農業、スマート農業の確立に向け、大区画の整備推進が必要であり、大きな期待も高まっている状況にあります。更に、国では改正基本法を踏まえ、農業農村整備の展開方向が示され、水田の大区画によるスマート農業や国土強靱化に沿った事業推進が明記されているほか、食料安全保障強化本部においては、今後五年間を集中期間に定め、農地の大区画化や共同施設の再編、輸出拡大を推進する方向が示されております。県としてはこの集中期間に予算の確保を行い、事業推進を図ることが農業者や土地改良関係者の期待に応えるものと考えますが、県としての所見を伺いたいというふうに思います。また、全国の基幹的農業水利施設の多くは老朽化が進行している状況にあり、用排水機場では約八割、基幹的水路では約五割が標準的耐用年数を超過しております。更に、土地改良施設の管理を担っている土地改良区においては、小規模な土地改良区が全体の七割を占め、運営基盤に多くの課題を抱えております。今後の合併を含めた運営基盤強化の考え方と方向性を伺いたいと思います。また、先般、本市の迫川沿岸土地改良区の幹線用水路に

において漏水事故が発生いたしました。国から直接指導を受けて、今後一定期間の止水停止を行い、緊急応急工事を進め、用水期間の終了後に改めて本復旧工事を実施する状況にあります。こうした突発事故は東北管内はもとより、全国各地で増加傾向にあり、農業用水の安定供給に支障を来しており、予防保全による点検、機能診断、監視業務、補修、更新など計画的かつ効率的な取組が必要です。今後、土地改良区組織や水利施設の集約、再編を含めた広域かつ戦略的マネジメントの推進が必要と考えますが、県としての取組と方向性を確認したいと思います。

次に、林業関係についてであります。

本年二月、岩手県大船渡市で発生した山林火災は三千四百ヘクタールの大規模な山林焼失と二百二十六棟の建物被害が発生しました。最初は小さな火でありましたが、強風にあおられ瞬く間に燃え広がり、隣接する陸前高田市でも山林火災が発生したほか、岡山県や愛媛県など全国各地で大規模な山林火災が発生しております。大船渡山林火災の出火原因はいまだ特定されていない現状にありますが、専門家の見解によれば、乾燥した空気と強風が重なったことが火災の急速な拡大につながった可能性が高いと指摘されております。また、消火に当たっては全国から緊急消防援助隊や陸上自衛隊が現地に入り懸命な消火活動を展開しましたが、広域の火災に加え、急峻な地形も加わり消火活動が難航した結果になっております。現在、日本における山林火災は年間千三百件発生しており、単純計算すると全国では毎日四件の山火事が発生していることになります。また、山林火災の原因はほとんどが人為的なものであり、たき火や野焼き、ごみ焼きやたばこ、火遊びや放火などであります。そうしたことを総合的に考慮すると、地域住民や入山者への火災原因の理解促進と啓発活動が非常に重要であり、春先における火の取扱いルールの徹底と注意喚起が必要と考えますが、貴重な森林資源と地域住民を守る観点に立つての県としての取組と今後の対策を伺いたいと思います。また、今回の山林火災で指摘されているのが、各組織間における連携体制と初動体制が挙げられておりますが、既に三年前、国の指針が大きく見直され、指揮体制の明確化や地上とヘリの連携体制、迅速な応援体制を含めた早い段階からの組織体制の構築が明記されております。本県においては毎年、宮城県林野火災防ぎよ訓練が市町村の持ち回りで開催されておりますが、全国で毎年開催している都道府県は非常に少ない状況であり、本県の取組を高く

評価するものであります。今後とも本県の貴重な森林資源を守るためには、更なる想定訓練などを追加しながら、関係機関や市町村と連携協力を高め、迅速な初動体制の構築を期待しますが、今後の取組と方向性を確認したいというふうに思います。

次に、木材輸出についてであります。現在登米市のヤマコ佐藤製材所においては、国内需要の減少を見据えて、昨年、直径三十六センチ以上の大きな木材、いわゆる大径材を加工できる新工場を市内に建設稼働させ、海外輸出にも取り組んでおります。相手国は様々であります。特にアメリカへの輸出拡大を視野にウッドデッキやフェンス材のツーバイフォー材を輸出している状況にあります。そうした中、日本木材輸出振興協会は、アメリカの製材規格委員会から杉のツーバイフォー材が建築物構造材として強度認可が下りたと発表しました。昨年の四月に取得したヒノキ材に続いて二例目となり、今後は、付加価値の高い杉材製品の輸出が期待されますが、輸出拡大に向けた支援体制と太平洋沿岸杉材のブランド向上戦略についての考えを伺いたいというふうに思っております。

次に、観光関係であります。まず、宮城オルレは現在、県内には五コースが整備されており、本年の秋口開催予定のアジア・トレイルズ・カンファレンス二〇二五 in 宮城の開催に合わせ、新たに蔵王・遠刈田温泉コースと多賀城コースがオープンすることで、九州オルレの福岡県を上回るコース数となり、更にオルレ機運が高まっていくものと考えます。オルレコースの拡大は、本県における観光戦略の一つのコンテンツとして非常に有効であり、インバウンドの拡大や交流人口の増加、地域の活性化にもつながるものと期待いたしますが、先進的に取り組んできた九州オルレにおいてコースの閉鎖が増加しております。平成三十年の別府コースの閉鎖に始まり、平戸コースや九重やまなみコース、高千穂コースや指宿コース、霧島・妙見コースや天草コースに加え、本年は唐津コースが相次いで閉鎖しております。主な要因は、コースの維持管理におけるコストの増加や倒木や落石による安全性の確保困難に加え、自治体における費用対効果、首長による政策転換などが主な理由と考えられます。本県としては、九州オルレコースの閉鎖状況をどのように分析評価しているのかを確認いたします。また、こうした状況を踏まえ、今後の宮城オルレ振興戦略と方向性を伺いたいというふうに思います。

次に、インバウンドについてありますが、本年四月の全国訪日外国人客数は約三

百九十万人で、単月として過去最高を更新した状況にあります。しかし、観光庁が発表している令和元年度の外国人宿泊数は、全国の約九千七十一万人に対し、東北地方では約百五十六万人であり、全国比率は僅か一・七％にとどまっている状況にあります。こうした状況を踏まえ、県としては、宿泊税を有効に活用していく必要があるというふうに考えます。まずは魅力ある景観形成の創造が大切であると同時に、各種の多様な文化価値の創造、更には宮城の観光地の魅力発信など、多様な情報の発信と観光客向け案内整備が必要と考えますが、現在のDX、SNSの活用や多言語表示やピクトグラムの活用状況を確認いたします。また、観光庁で推奨しているピクトグラムは、観光客に対して言語の壁を越えて情報を伝え、快適な観光体験をサポートする非常に有効な手段と考えられておりますが、今後の更なる活用方法と方向性を伺いたいというふうに思います。最後に、土木関係についてであります。

埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故は災害級の被害となり、下水道管の破損事故としては前例のない事故となりました。事故原因は、現場環境の軟弱地盤と地下深く埋設された下水道、硫化水素による鉄筋コンクリートの溶解などが挙げられております。全国における下水道管路に起因する陥没事故は年間四千件以上、上水道の漏水、破損事故は二万件以上の現状にあります。同様の事故は、日本のどこでも起きる可能性があります。今後、老朽化に対する上下水道インフラの維持が大きな課題となっております。老朽化が進むインフラを守るためには、国、県、市町の連携はもちろん、監視、点検、調査の強化や最新技術の導入に加え、専門人材の確保と育成が特に必要と考えますが、県としての所見を伺いたいと思います。また、市町村においては土木技術者が減少しており、技術者が五人以下の自治体が増加している状況にあります。今後、市町村に対する技術協力支援や人材育成支援が必要と考えますが、県としての支援体制と方向性を伺いたいと思います。

次に、みやぎ県北高速幹線道路は、現在更なる整備効果の向上を目指し、（仮称）栗原インターチェンジ整備が進められており、NEXCO東日本が本体工事、宮城県が側道工事を担い、令和十一年度完成に向け工事が進捗しているというふうに思います。また、国は昨年十二月に大規模災害時に瓦礫撤去を行い、緊急車両を通行可能にする道路啓開の計画を公表いたしました。東北六県の道路百四十二路線、六千キロの優先度を

ステップ一から四に分類し、迅速で効果的な救援や復旧を目的としております。東北道や三陸道は、最優先のステップに位置づけられると考えますが、県北高速幹線道路の位置づけの意味合いと考え方、更なる事業効果向上に向けた整備推進の考え方を伺いたいと思います。また、登米市の東和薄衣線の災害復旧状況は、現在、道路改良工事とのり面工事が順調に進められているというふうに思いますが、地域の皆さんからは整備開通の期待が大変大きい生活道路となっております。今年度中に工事の完成を迎えられるのか、改めて工事の進捗状況と工事完了予定を確認し、一般質問とさせていただきたいというふうに思います。御清聴、大変ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 伊藤吉浩議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、農業関係についての御質問にお答えいたします。

初めに、食と農への理解促進の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

食育や地産地消の推進につきましては、生産者と消費者との結びつきの強化につながり、県民の食と農への理解促進や地域産業の振興にも寄与するものと考えております。このため県では、食の魅力を発信する食材王国みやぎ伝え人の派遣や、食育コーディネーターの活用等により、保育所や学校、地域での食育活動、農業体験学習の支援を行うなど、宮城の食と農に触れる機会の創出に努めております。また、豊かな食の観点や昨今の社会情勢の変化等も踏まえながら、今年度、食農条例基本計画の見直しを進めていることから、県としましては、地産地消を更に進めるとともに、幅広い世代に対し、宮城の食と農への理解促進が図られるよう取り組んでまいります。

次に、米政策及び市場流通政策への認識についての御質問にお答えいたします。

今般の消費者米価高騰を受け、米の流通円滑化と価格安定を目的に緊急的に実施された備蓄米放出に加え、全国における令和七年産主食用米の作付面積増加が見込まれていることから、今後、供給が過剰となった場合には、米価下落による農家経営への影響が懸念されるものと考えております。食料の安定供給のためには備蓄米も含め、国の的確に需要を把握し、それに基づき需給バランスのとれた生産が行われるとともに、消費

者が購入しやすく、生産者も再生産可能となる合理的な価格で流通することが重要と認識しております。

次に、米政策の検証と見直しの要請についての御質問にお答えいたします。

我が県では、国による生産調整の廃止以降、国が策定する主食用米の需給見通しを踏まえて、生産の目安を設定し、需要に応じた米づくりを推進してまいりました。今般の米価高騰や備蓄米放出を踏まえ、国では今後、米政策の検証と見直しを行う中で、様々な課題にも対応しながら、米の安定供給の実現に向けた中長期的な対策について検討していくと伺っております。県といたしましては、国の検討状況を注視するとともに、地域の実情を踏まえ、生産者が意欲を持って持続的かつ安定的に供給できる米政策となるよう、全国知事会としてもしつかりと要望してまいります。

次に、今後五年間の集中期間における予算確保及び事業推進についての御質問にお答えいたします。

県では、これまで復興事業による沿岸部の農地整備を優先してきたことから、内陸部における農地の大区画整備率が低い状況にあり、地元からの要望が高まっているものと認識しております。このような中、今月決定された骨太の方針では、今年度からの五年間を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、必要かつ十分な予算を別枠で確保することが明記されました。県といたしましては、国の動向を注視しながら、必要な予算の確保に努め、引き続き、農地の大区画化を推進するとともに、スマート農業の導入等による生産性の向上や担い手の育成を図り、地域農業の持続的で均衡ある発展に向けて取り組んでまいります。

次に、大綱三点目、観光関係についての御質問のうち、インバウンド向けの情報発信と案内表示についてのお尋ねにお答えいたします。

県ではこれまで、インバウンド向け観光情報サイトによる発信に加え、台湾、香港などに向けたSNSアカウントにおいて、市場ごとの志向に合わせた投稿を行うなど、効果的なプロモーションに取り組んでまいりました。また、観光案内板やパンフレットの多言語化などの受入れ環境整備については、市町村とも連携した取組を進めてきたところであります。今後は、御指摘のあったピクトグラムについても、昨年末に観光庁が観光ピクトグラムを新たに策定したことから、その活用も含め、更なる取組を推進して

まいります。県の令和六年観光統計速報値——昨日取りまとめたものでありますけれども、観光客入り込み数は過去最多の七千五十一万人、宿泊観光客数は前年比四・八%増の九百八十八万人と過去最高であった令和元年と同水準を記録いたしました。今後も、効果的な情報発信により一層の誘客を図るとともに、訪日外国人が安全・安心・快適に滞在できる環境整備にも努め、国内外から選ばれる観光地の実現に向けて、私が先頭に立って取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱二点目、林業関係についての御質問のうち、林野火災発生時の初動体制強化に向けた今後の取組と方向性についてのお尋ねにお答えいたします。

林野火災は、消火水の確保や消防車両が火災現場に進入できないなど、消火活動が困難になることから、地元消防と関係機関による連携や初動対応が大変重要であると認識しております。県では、連携強化や技術力の向上を図るため、昭和四十三年からほぼ毎年、市町村や関係機関と合同で林野火災防ぎよ訓練を実施しているほか、林野火災予防の普及啓発や注意喚起に取り組んでおります。現在、国においては、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を設置し、消防活動等の強化について検討しているところです。県としましては、国の検討結果を踏まえ、訓練内容の充実を図るとともに、今後も市町村等と連携し、初動体制を含めた林野火災への更なる対応強化に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長中谷明博君。

〔経済商工観光部長 中谷明博君登壇〕

○経済商工観光部長（中谷明博君） 大綱一点目、農業関係についての御質問のうち、持続的農業の実現と米の輸出拡大についてのお尋ねにお答えいたします。

人口減少による国内市場の縮小が見込まれる中、将来に向けて我が県の農林水産業が発展していくためには、海外への販路拡大が不可欠であると認識しており、宮城県農

林水産物・食品輸出促進戦略に基づき、重点的に支援すべき品目の一つとして、県産米の輸出に取り組んでおります。具体的には、昨年度アメリカの日系スーパーで米を含めたプロモーションを実施したほか、新たに組みんだメキシコの販路開拓において、米とパック御飯の商談が成約に至り、その後の販売につながっております。また、東北経済連合会や東北六県及び新潟県との連携により、タイで開催される東南アジア最大級の国際食品見本市タイフェックスに二年連続で出展するなど、積極的にプロモーションを展開しております。今後も引き続きこうした取組を通じて、海外における県産米の認知度向上に努めるとともに、独自に輸出を行う民間事業者や生産関係機関と連携を図りながら、更なる輸出促進につなげてまいります。

次に、大綱三点目、観光関係についての御質問のうち、オルレコースについてのお尋ねにお答えいたします。

九州オルレは、現在十七コースが整備され、国内外の六十万人以上が利用した九州を代表する観光コンテンツの一つですが、御指摘のありましたコースの閉鎖については、設置市町村における維持管理に要する人材不足や費用の増加などの事情があったと聞いております。このことから、県では、市町のオルレコースの維持管理に対する支援を行うため、昨年度研修会を開催しましたほか、宮城オルレアドバイザーによる助言などを行ってきたところです。また、宮城オルレの振興策については、宮城オルレフェアなどを開催するとともに、ガイドの育成にも取り組んでおり、昨年度の利用者は約一万四千人と過去最高となりました。県といたしましては、こうした様々な取組により宮城オルレの利用者増を図りながら、地元市町や関係団体とコース維持管理の重要性を共有し、地域住民、利用者双方に愛される観光コンテンツを目指してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長石川佳洋君。

〔農政部長 石川佳洋君登壇〕

○農政部長（石川佳洋君） 大綱一点目、農業関係についての御質問のうち、高温耐性米の試験研究状況と普及促進についてのお尋ねにお答えいたします。

高温に強い水稻品種の開発については、現在、古川農業試験場において、期間の短縮を図りながら、有望な三系統について現地試験を含めた調査を進めております。今後

は、優良品種採用の適否を判断するため二年程度かけて、高温耐性のほか収量性や耐病性、食味等について総合的に評価し、主要農作物品種審査会において協議することとなります。県といたしましては、優良品種として決定した後、速やかに品種登録申請を行うとともに、あらかじめ関係機関と連携しながら、必要な種子を確保し、早期に作付が可能となるよう取り組んでまいります。

次に、温暖化対策の情報発信についての御質問にお答えいたします。

近年、夏の高温により米の品質が低下していることから、高温耐性を備え、食味などに優れた品種の育成とともに、高温に対応した栽培技術の普及が重要であると認識しております。このため県では、毎年度策定している稲作指導指針に基づく技術指導に取り組むとともに、農業改良普及センターでは定期的に発行する稲作情報による情報発信を行うほか、巡回指導や現地検討会を通じて農業者に対するきめ細かな指導を行っております。県といたしましては、今後も関係機関と連携し、気候変動に対応した栽培技術等の普及に努めてまいります。

次に、仙台牛の輸出拡大に関する今後の戦略についての御質問にお答えいたします。県では、牛肉を輸出基幹品目の一つとして掲げ、積極的なプロモーションにより新しい商流の構築や輸出量の拡大に取り組んでおります。現在、仙台牛の輸出は、仙台市中央卸売市場食肉市場からベトナムとタイへ、米国やEU向けには、食品安全の基準の関係から県外の食肉処理施設を活用している現状にあります。このような中、開設者である仙台市では、今年度、施設の老朽化や取扱高の伸び悩み、海外輸出への対応といった課題を整理し、持続可能な市場運営に向け、新たに食肉市場将来ビジョンの策定に着手すると伺っております。県といたしましては、これまでの仙台牛に関する取組を一層強化するとともに、仙台市と連携し、輸出拡大に向け検討してまいります。

次に、農地中間管理事業の実施に当たり、関係機関に期待する役割についての御質問にお答えいたします。

地域の担い手等に農地集積を図る農地中間管理事業においては、市町村やJA等が果たす役割は重要であると認識しております。県といたしましては、今後関係者には農業者との顔が見える関係を生かした農地利用の調整役として、農地集積の推進を図られることを期待しております。

次に、農地中間管理機構の業務委託に関する現状認識と対応方針についての御質問にお答えいたします。

県では、公益社団法人みやぎ農業振興公社が農地中間管理事業の効果的かつ円滑な推進を図るため、一部の業務を市町村やＪＡ等に委託する際には、事前に十分な調整を行った上で実施すべきものと認識しております。そのような中、今年度、一部の委託先から公社に対し、業務運営に影響があるとの声が寄せられていると伺っております。県といたしましては、来年度以降、公社の事業実施に際し、地域の実情を考慮しながら関係者の丁寧な調整に努め、円滑な事業運営がなされるよう取り組んでまいります。

次に、農地中間管理機構を指導する立場としての今後の方針についての御質問にお答えいたします。

農地中間管理事業については、全ての農業者にとって利用しやすい体制であることが望ましいと考えております。このため県といたしましては、公社に対し、市町村やＪＡなど地域の関係者と調整を図り、農地の貸借等の相談受付や事務手続など利便性の高い体制を構築するとともに、実務を担う職員のスキルアップ研修等を通じた人材育成などにより、どの窓口においても円滑な事業推進が図られるよう、適切に指導してまいります。

次に、土地改良区の運営基盤強化についての御質問にお答えいたします。

土地改良区を取り巻く環境は、施設の老朽化や組合員数の減少など年々厳しさを増しており、脆弱な運営基盤が課題となっているものと認識しております。県ではこれまで、土地改良区の統合整備の推進をはじめ、運営面においては、複式簿記の導入や女性理事の登用などによる体制強化の支援に取り組んでまいりました。こうした中、今年四月、土地改良区と地域の関係者が共同し、農業水利施設の将来の保全体制を構築、強化するための計画、いわゆる水土里ビジョンの仕組みが創設されたところです。県といたしましては、引き続き統合整備を推進するとともに、地域のあるべき姿に向けたビジョンの策定も含め、土地改良区の運営基盤強化に向け支援してまいります。

次に、土地改良区や水利施設の広域的、戦略的マネジメントについての御質問にお答えいたします。

我が県の農業水利施設は約七割が標準耐用年数を超過しており、ストックマネジメ

ントによる長寿命化対策が重要であると認識しております。県では、施設管理者が行う日常点検や整備補修を支援しながら、計画的な機能診断を通じた整備、更新を実施するとともに、国においては、旧迫川二期地区などで広域的な施設の統廃合などを検討していると伺っております。県といたしましては、農業用水の安定供給のため、引き続きストックマネジメントを計画的に推進するとともに、土地改良区や施設の集約、再編の検討も含め、施設の適切な保全管理を支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 水産林政部長中村彰宏君。

〔水産林政部長 中村彰宏君登壇〕

○水産林政部長（中村彰宏君） 大綱二点目、林業関係についての御質問のうち、林野火災防止の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

林野火災は一度発生すると消火が難しく、貴重な森林資源を失うだけでなく、地域住民の安全や経済活動に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、予防に向けた取組が大変重要であると認識しております。このため県では、空気が乾燥して林野火災が発生しやすい三月から五月を宮城県山火事予防運動実施期間と定め、県政ラジオ等による普及啓発や、みやぎ森林保全協力員による巡視を重点的に行っているほか、市町村では広報誌を活用した住民への注意喚起を実施しております。林野火災の発生原因は、ほとんどが人為的なものであることから、基本的なルールの徹底について、今後はデジタル身分証アプリやSNSのより効果的な活用を図るなど、情報発信にも力を入れ、広く県民の理解が進むよう取り組んでまいります。

次に、木材輸出についての御質問にお答えいたします。

国内需要の減少を見据えながら、利用期を迎えた豊富な森林資源の有効な活用方法を見いだすことは、全国的な課題であります。こうした中、世界有数の住宅市場を持つ米国において、国産杉ツバイフォー材の設計強度が認可されたことは、我が国が木材輸出を推進していく上で大きな前進であると受け止めております。県といたしましても、これを契機に、より多くの県内の製材工場等が県産杉製材品を付加価値の高い住宅資材として輸出できるよう、関係者と連携して取り組んでまいりたいと考えております。一方、住宅資材として輸出するためには、国際競争力を持った生産体制の整備や米国の検

査機関による格付が必要となるなど、課題が残されております。このため、まずは格付制度に関する情報収集や業界との勉強会に取り組み、この中でブランド戦略や必要な支援を検討しながら、更なる輸出拡大を目指してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長齋藤和城君。

〔土木部長 齋藤和城君登壇〕

○土木部長（齋藤和城君） 大綱四点目、土木関係についての御質問のうち、上下水道インフラの維持のための専門人材についてのお尋ねにお答えいたします。

埼玉県八潮市や京都市をはじめ、近年、上下水道管路の老朽化に起因する事故が多発していることから、施設の適正な維持管理や老朽化対策の重点的な実施はもちろんのこと、市町村を含め、従事する技術職員の確保、育成が極めて重要であると認識しております。そのため県では、技術職員の採用に当たり、PR動画の作成や採用までの伴走支援などを通じ、幅広く職員の確保に向けて取り組んでいるほか、技術継承を目的にベテラン職員の現場における点検等の映像記録を活用したOJTの実施や、宮城県建設センター等の各種団体が主催する研修への参加など、上下水道事業に携わる職員の知識、技術の習得に努めているところです。県といたしましては、引き続き技術職員の確保と育成に最大限努力するとともに、市町村などと緊密に連携し、上下水道インフラの適正な維持管理に取り組んでまいります。

次に、市町村への技術協力や人材育成支援についての御質問にお答えいたします。

県内市町村等の上下水道事業については、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、技術職員の減少による事業執行体制の脆弱化などの課題を抱えていることから、市町村等が将来にわたり安定的かつ持続的な事業を継続するための支援が重要であると認識しております。このため県では、令和四年度に策定した宮城県水道広域化推進プランや宮城県下水道広域化・共同化計画に基づき、広域連携による業務の効率化とコスト縮減などを図るため、人工衛星を活用した漏水調査を共同発注する枠組みを構築し提案した結果、現在、県内外二十二の事業体がこの取組を進めているところです。また、昨年十一月には、国内外の水道事業等を牽引している民間事業者を招いて、最新技術の導入やウォーターPPP等の経営改善の取組などを学ぶ水道DXセミナーを初めて開催したところで

す。県といたしましては、県民生活に欠かせないライフラインである上下水道の機能が安定的に確保されるよう、引き続きしっかりと支援してまいります。

次に、啓開道路に指定されたみやぎ県北高速幹線道路の位置づけと、整備推進の考え方についての御質問にお答えいたします。

みやぎ県北高速幹線道路は、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結ぶ東西連携軸として、県北地域の産業や観光振興など広域的な連携を支えるとともに、重要物流道路や第一次緊急輸送道路として、防災道路ネットワークを構築する重要な高規格道路です。昨年十二月には、国や東北六県の道路管理者、警察などの関係機関からなる東北道路啓開等協議会において、東北道路啓開計画が公表されたところであり、当該道路は、東北自動車道や三陸自動車道と同様に、発災後十二時間以内に啓開完了を目指す最優先路線に位置づけられるなど、災害の初期期における救援ルートとしても極めて大きな役割を担う道路であると認識しております。県といたしましては、更なる道路機能の強化と利便性の向上に向けて、現在、みやぎ県北高速幹線道路から東北自動車道へ直接乗り入れる（仮称）栗原インターチェンジの整備を最優先で進めており、NEXCO東日本などと緊密に連携しながら、令和十一年度の完成供用を目指し、しっかりと取り組んでまいります。

次に、県道東和薄衣線における災害復旧工事についての御質問にお答えいたします。県道東和薄衣線は、登米市と岩手県一関市を結ぶ県際道路であり、地域の方々の通勤、通学や救急医療活動など安全で安心な暮らしを支える重要な路線であります。このうち、登米市東和町錦織丸森地区においては、令和四年七月の記録的な大雨により、道路の決壊やのり面崩落などの甚大な被害が発生し、長期間の全面通行止めや広域的な迂回を余儀なくされました。県ではこれまで災害復旧事業と併せて、国土強靱化予算等を積極的に活用しながら、特に道路幅員が狭隘で地形が急峻な約七百メートル区間について、道路拡幅やのり面对策を一体的に整備してきたところであり、昨年度までに約四百メートル区間の改良工事が完了し、現在残る区間について今年度末の完成に向け鋭意工事を推進しております。県といたしましては、安全で円滑な交通の確保に向けて、地域の皆様の御協力を頂きながら一日も早い供用を目指し、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 三十番伊藤吉浩君。

○三十番（伊藤吉浩君） 再質問は個別に行いたいと思います。大変ありがとうございます。
ました。